

富山市人口減少・少子化対策庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 富山市の人口減少・少子化を取り巻く現状と課題を踏まえ、部局を横断した人口減少・少子化対策及び施策を検討し、より効果的な施策の提案を行うことを目的として「富山市人口減少・少子化対策庁内検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 人口減少・少子化対策に係る課題の検証に関すること。
- (2) 前号の検証により将来的に対応が必要と予想される課題に対する施策の提案及び実施に関すること。
- (3) その他、検討会議設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、別表第1に掲げる座長、副座長、本部員により組織する。

2 検討会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

3 座長が必要と認めるときは、関係者を検討会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第4条 検討会議に付すべき特に重要な課題や具体的な施策・事業について調査研究するため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの委員は、市職員のうちから、座長が指名する。

3 ワーキンググループは、調査研究の結果を、座長が指定する日までに検討会議に報告しなければならない。

(庁内組織の協力)

第5条 検討会議の活動に関しては、すべての部局が積極的に協力するものとする。

(報告等)

第6条 この検討会議の推進にあたり、座長は、市長に対して定期的に報告を行い、必要に応じて市長の指示を受けるものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、企画管理部企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

座長	政策監
副座長	企画管理部長
本部員	財務部長、防災危機管理部長、福祉保健部長、こども家庭部長、市民生活部長、環境部長、商工労働部長、農林水産部長、活力都市創造部長、建設部長、上下水道局長、病院事業局管理部長、教育委員会事務局長、消防局長